

参 考 资 料

令和 2 年 6 月

市 議 会 定 例 会

目 次

内 容		頁
議案第 45 号関係	寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正	1
議案第 46 号関係	寝屋川市税条例の一部改正	5
議案第 47 号関係	寝屋川市手数料条例の一部改正	36
議案第 50 号関係	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及び大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議	38

(議案第 45 号関係)

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正

1 改正理由

「寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方に関する審議会」を設置する等のため、本条例の一部を改正する。

2 主な改正内容

(1) 附属機関の設置及び廃止（別表関係）

ア 市長及び教育委員会の附属機関として、次の委員会を設置する。

附 属 機 閣	担 任 事 務
寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方に関する審議会	寝屋川市第2期子ども・子育て支援事業計画を踏まえた寝屋川市立の幼稚園及び保育所の在り方についての調査審議に関する事務

イ 教育委員会の附属機関について、「寝屋川市幼児教育振興審議会」及び「寝屋川市小学校就学前教育支援プログラム審議会」を廃止する。

※ 「寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方に関する審議会」においては、当該担任事務を行うに当たり、小学校就学前教育支援のためのプログラムに関する事項についても、『寝屋川市第2期子ども・子育て支援事業計画』及び『寝屋川市教育大綱』並びに『寝屋川市小学校就学前教育支援プログラム審議会』における審議の内容等を踏まえて審議を行うものとする。

(2) 附則

施行期日 令和2年8月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例

No.1

附 則	改 正 案	現 行
1 (略)	附 則 1 (略) (寝屋川市小学校就学前教育支援プログラム審議会に関する規定の失効) 2 別表教育委員会 寝屋川市小学校就学前教育支援プログラム審議会の項の規定は、小学校就学前教育の教育支援のためのプログラムの策定の日限り、その効力を失う。 (寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会に関する規定の失効) 2 (略) 別表 (第2条関係)	附 則 1 (略) (寝屋川市小学校就学前教育支援プログラム審議会に関する規定の失効) 2 別表教育委員会 寝屋川市小学校就学前教育支援プログラム審議会の項の規定は、小学校就学前教育の教育支援のためのプログラムの策定の日限り、その効力を失う。 (寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会に関する規定の失効) 3 (略) 別表 (第2条関係)
附 則 別表 (第2条関係)	附 属 機 関 執行機関 市長 教育委員会	附 属 機 関 執行機関 市長 教育委員会 市教育委員会 市教育委員会
附 則 別表 (第2条関係)	附 属 機 関 執行機関 市長 教育委員会 市教育委員会	附 屬 機 関 執行機関 市長 教育委員会 市教育委員会
附 則 別表 (第2条関係)	附 屬 機 関 執行機関 市長 教育委員会 市教育委員会	附 屬 機 関 執行機関 市長 教育委員会 市教育委員会

改正案		現行	適正配置に関する 重要事項について 調査審議に関する 事務
寝屋川市立小・中学校結核対策委員会～寝屋川市いじめ問題対策委員会	(略)	寝屋川市立小・中学校結核対策委員会～寝屋川市いじめ問題対策委員会	(略)
寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会	(略)	寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会	(略)
市長及び教育委員会	寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方に関する審議会	寝屋川市第2期子ども・子育て支援事業計画を踏まえた寝屋川市立の幼稚園及び保育所の在り方にについての調査審議に関する事務	

改正案	現行
附則 (施行期日)	
<p>1 この条例は、令和2年8月1日から施行する。 (小学校就学前の教育支援のためのプログラムに関する事項についての審議)</p> <p>2 寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方に関する審議会においては、別表に定める担任事務を行うに当たり、小学校就学前の教育支援のためのプログラムに関する事項についても、寝屋川市第2期子ども・子育て支援事業計画及び寝屋川市教育大綱並びにこの条例による改正前の寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の規定により置かれていた寝屋川市小学校就学前教育支援プログラム審議会における審議の内容等を踏まえて審議を行うものとする。</p>	

寝屋川市税条例の一部改正

1 改正理由

『地方税法』の改正により、個人の市民税について、ひとり親に係る所得控除等の見直しが行われたこと、たばこ税について、葉巻たばこの課税方式の見直しが行われたことなどに伴う規定の整備を行うため、本条例の一部を改正する。

2 主な改正内容

(1) 『寝屋川市税条例』の一部改正〔第1条〕

① 市民税

ア 個人の市民税の非課税の範囲（第15条関係）、所得控除（第21条関係）
個人の市民税に関し、「ひとり親」を非課税措置の対象とするとともに、
所得控除について「ひとり親控除額」を適用する。

※ 『地方税法』の改正により、個人の住民税について次の見直しが行われた。

- ① 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子〔前年の総所得金額等が48万円以下〕を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」（控除額30万円）を適用する。
- ② ①に伴い、個人の住民税の非課税措置について、ひとり親及び寡婦〔前年の合計所得金額135万円以下〕を対象とする。

イ 延滞金の割合の特例（附則第4条関係）

法人の市民税に関し、納期限の延長（『法人税法』の規定による法人税に係る確定申告書の提出期限の延長に伴う納期限の延長）の適用を受けた場合の延滞金の割合は、「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合」が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

② 固定資産税等

ア 課税標準の特例（附則第14条関係）

『水防法』の規定により指定された浸水被害軽減地区内にある土地などの固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置について定める。

* 当該特例措置の対象となる固定資産は、現在、寝屋川市の区域内には存在しない。

③ 軽自動車税

ア 環境性能割の非課税等（附則第37条の2関係）

一定の期間（現行=令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間）に取得した「自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のもの」に係る環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の適用期限を、令和3年3月31日まで延長する。

④ 市たばこ税

ア 課税標準（第105条関係）

令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定について、当該葉巻たばこの1本をもって、紙巻たばこの0.7本に換算する。

⑤ 新型コロナウイルス感染症等への対応

ア 徴収猶予の特例に係る手続等（附則第54条関係）

当該徴収猶予の申請書の訂正等に係る期間について、本則の徴収猶予に関する規定を準用する。

（2）『寝屋川市税条例』の一部改正〔第2条〕

① 市民税

ア 国税における連結納税制度の見直しに伴う対応

（第46条、第47条、第49条関係）

『地方税法』において、国税（法人税）における連結納税制度の見直しに対応した措置が講ぜられたことに伴い、法人の市民税の申告納付等に関する規定の整備を行う。

※ 国税（法人税）において、連結納税制度〔企業グループ全体を1つの納税単位とし、一体として計算した法人税額を親法人が申告する制度〕を見直し、グループ通算制度〔各法人が個別に法人税額の計算及び申告を行いつつ、グループ内の損益通算等の調整を行う制度〕に移行することとされた。

従来、地方税（法人の住民税）においては、連結納税制度を採用しておらず、損益通算を可能とする仕組みとはなっていない。〈地域外の法人との損益通算に伴って、地域内の法人の税負担が変動する仕組みは、地方税には馴染まないとされる。〉

そこで、従来の基本的な枠組みを維持しつつ、国税の見直しに併せて所要の措置を講ずるよう（法人の住民税の法人税割について、その課税標準を法人税額とするに当たり、損益通算の影響を遮断するとともに、「個別帰属法人税額」等に係る規定を削るなど）『地方税法』の改正が行われた。

② 市たばこ税

ア 課税標準（第105条関係）

令和3年10月1日以後、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たば

この本数の算定について、当該葉巻たばこの1本をもって、紙巻たばこの1本に換算する。

③ 新型コロナウイルス感染症等への対応

ア 寄附金税額控除の特例（附則第55条関係）

所得割の納税義務者が一定の入場料金等払戻請求権の放棄を所定の期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年内にその放棄をした部分の入場料金等払戻請求権相当額（入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額の合計額（20万円を超える場合には、20万円））の寄附金を支出したものとみなして、個人の市民税の寄附金税額控除に関する規定を適用する。

※ 入場料金等払戻請求権

『新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律』に規定する指定行事〔新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、中止、延期又は規模の縮小となった文化芸術又はスポーツに関する行事のうち、不特定かつ多数の者から入場料金、参加料金その他の対価の支払を受けて、当該対価の支払をした者に見せ、聴かせ、又は参加させる行事（政令で定める行事）〕のうち、市長が指定するものの中止等により生じた当該指定行事の入場料金等の払戻しを請求する権利

イ 住宅借入金等特別税額控除の特例（附則第56条関係）

『新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律』の規定による「住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例」の適用を受けた場合には、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を、令和16年度分の個人の市民税まで延長する。

(3) 附則

ア 施行期日

『地方税法』の改正に係る施行期日の例に従い、市民税、固定資産税等、軽自動車税及び市たばこ税に関する改正規定の施行期日を定める。

公布の日	2 (1)②・③・⑤
令和2年10月1日	2 (1)④
令和3年1月1日	2 (1)①、(2)③
令和3年10月1日	2 (2)②
令和4年4月1日	2 (2)①

イ 経過措置

『地方税法』の改正に係る経過措置の例に従い、改正後の規定についての経過措置を定める。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市税条例の一部改正

No.1

1 寝屋川市税条例（第1条関係）	改 正 案	現 行
(個人の市民税の非課税の範囲)		(個人の市民税の非課税の範囲)
第15条（略）		第15条（略）
(1) (略)		(1) (略)
(2) 障害者、未成年人者、寡婦、ひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）		(2) 障害者、未成年人者、寡婦、寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）
2 (略)		2 (略)
(所得控除)		(所得控除)
第21条 所得割の納稅義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納稅義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。	第21条 所得割の納稅義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納稅義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。	
(市民税の申告)		(市民税の申告)
第29条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日まで		第29条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日まで

改 正 案

現 行 行

に、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中ににおいて給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（施行令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るもの）を除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするもの（以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第15条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

に、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中ににおいて給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（施行令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るもの）を除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除若しくは第24条の2第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするもの（以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第15条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

改 正 案	現 行
2～9 (略) (たばこ税の課税標準)	2～9 (略) (たばこ税の課税標準)
第 105 条 (略)	第 105 条 (略)
2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。	2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。
3 (略)	3 (略)
4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に規定する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第103条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を卷たばこの重量を卷たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第103条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
5～10 (略)	5～10 (略)
	附 則

改正案	現行
(延滞金の割合等の特例) <p>第4条 当分の間、第11条、第37条第2項、第46条第5項、第47条第2項、第61条第2項、第82条第2項、第109条第5項、第112条第2項、第122条第2項及び第124条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特別基準割合（平均貸付割合）が年7.3パーセントの割合を加算した割合をいう。次項において同じ。）</p> <p>2 その年_____中においては、年14.6パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。</p> <p>2 当分の間、第49条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中ににおいては、その年_____における当該加算した割合とする。</p>	(延滞金の割合等の特例) <p>第4条 当分の間、第11条、第37条第2項、第46条第5項、第47条第2項、第61条第2項、第82条第2項、第109条第5項、第112条第2項、第122条第2項及び第124条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これららの規定にかかわらず、各年の延滞金特別基準割合（当該年の前年に_____租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_____（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に_____年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合は当該特例基準割合に_____年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。</p> <p>2 当分の間、第49条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中ににおいては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。</p>

改正案	現行
(納期限の延長に係る延滞金の特例)	<p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第5条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第49条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする場合とする年に含まれる期間には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第49条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第49条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割</p>

改正案	現行
引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乘じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。 2 (略)	引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乘じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。 2 (略)
(読替規定) 第13条 法附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第61条又は第62条</u> の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第69条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第61条若しくは第62条</u> 」とする。	(読替規定) 第13条 法附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第61条又は第62条</u> の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第69条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第61条若しくは第62条</u> 」とする。
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第14条 (略) 2~16 (略)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第14条 (略) 2~16 (略)
17 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 18~24 (略)	17~23 (略)
25 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 26 (略)	24 (略)
27 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、零とする。	—

改正案	現行
(読替規定) 第32条(略)	(読替規定) 第32条(略)
2 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、 <u>第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第133条第2項中「又是第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。</u> (環境性能割の非課税)	2 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、 <u>第48項、第15条の2第2項又は第15条の3</u> 若しくは第48項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第133条第2項中「又是第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで (環境性能割の非課税)

改正案	現行
は第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、 <u>第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</u>	は第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、 <u>第35条第1項、第35条第1項、第35条の2第1項</u> _____又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。
2・3(略)	2・3(略)
(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)	(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)
第41条(略)	第41条(略)
2(略)	2(略)
3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納稅義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第36条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。	3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納稅義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第36条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

改正案	現行
(新型コロナウイルス感染症等に係る徵収猶予の特例に係る手続等) 第54条 第6条の3第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。	
2 寝屋川市税条例(第2条関係) ※「現行」は、第1条による改正後のものとする。	現行

改正案	現行
(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)	第11条 納税者又は特別徵収義務者は、第34条、第40条、第41条、第44条(第56条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第45条の4第1項(第45条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第46条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第55条、第77条、第93条の6第1項、第96条第2項、第109条第1項若しくは第2項、第113条第2項、第122条第1項又は第129条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パー

改 正 案	現 行
<p>セント (次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント) の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法第601条第3項若しくは第4項 (これららの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定により<u>徴収</u>を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1か月を経過する日までの期間</p> <p>(5) 第46条第1項の申告書 (法第321条の8第1項、第2項又は<u>第31項</u>の規定による申告書に限る。) に係る税額 (次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1か月を経過する日</p> <p>(6) 第46条第1項の申告書 (法第321条の8第34項及び第35項の申告書を除く。) でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1か月を経過する日</p> <p>(年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第12条 前条、第37条第2項、第46条第5項、第47条第2項、第49条第1項、第61条第2項、第82条第</p>	<p>セント (次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間によつて納付書によつて納入しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法第601条第3項若しくは第4項 (これららの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定によつて<u>徴収</u>を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1か月を経過する日までの期間</p> <p>(5) 第46条第1項の申告書 (法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。) に係る税額 (次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1か月を経過する日</p> <p>(6) 第46条第1項の申告書 (法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。) でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1か月を経過する日</p> <p>(年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第12条 前条、第37条第2項、第46条第5項、第47条第2項、第49条第1項及び第61条第2項、第82条第</p>

改正案	現行
2項、第109条第5項、第112条第2項、第122条第2項及び第124条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれら <u>の規定に定める年当たりの割合は、毎年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</u> (市民税の納税義務者等)	2項、第109条第5項、第112条第2項、第122条第2項及び第124条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれら <u>の規定に定める年当たりの割合は、毎年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</u> (市民税の納税義務者等)
第14条(略)	第14条(略)
2(略)	2(略)
3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、施行令第47条に規定する収益事業及び第18条第2項の表第1号において「収益事業」という。)	3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、施行令第47条に規定する収益事業を行いうるもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したもの)を含む。 <u>第18条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第46条第9項から第16項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</u> (均等割の税率)
第18条(略)	第18条(略)
2(略)	2(略)
(1) (略) ア～エ(略) オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。	法人の区分 (1) (略) ア～エ(略) オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。
	税率 年額 60,000円
	税率 年額 60,000円

改 正 案	現 行
以下の表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び工に掲げる法人を除く。以下の表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が10,000,000円以下であるものうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれららの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下であるもの (2)~(9)(略)	以下の表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び工に掲げる法人を除く。以下の表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が10,000,000円以下であるものうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれららの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下であるもの (2)~(9)(略)
3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連続事業年度開始の日から6か月の期間若しくは同項第3号に掲げる連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中ににおいて事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従つて計算し、1か月に満たないときは1か月とし、1か月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。 4 (略)	3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連続事業年度開始の日から6か月の期間若しくは同項第3号に掲げる連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中ににおいて事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従つて計算し、1か月に満たないときは1か月とし、1か月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。 4 (略)

改正案	現行
(法人の市民税の申告納付) 第 46 条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、 <u>第 31 項、第 34 項及び第 35 項</u> の規定による申告書(第 9 項、第 10 項及び第 12 項において「納税申告書」という。)を、同条第 1 項、第 2 項、 <u>第 31 項及び第 35 項</u> の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、 <u>同条第 34 項</u> の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第 1 項後段及び <u>第 2 項</u> の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を別に定める納付書により納付しなければならない。	(法人の市民税の申告納付) 第 46 条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、 <u>第 4 項、第 19 項、第 22 項及び第 23 項</u> の規定による申告書(第 10 項、第 11 項及び第 13 項において「納税申告書」という。)を、同条第 1 項、第 2 項、 <u>第 4 項、第 19 項及び第 23 項</u> の申告納付にあつてはそれぞれこれららの規定による納期限までに、 <u>同条第 22 項</u> の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第 1 項後段及び <u>第 3 項</u> の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を別に定める納付書により納付しなければならない。

改 正 索	現 行
4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第 321 条の 8 第 38 項及び施行令第 48 条の 13 に規定するところにより、控除すべき額を第 1 項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。	4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第 321 条の 8 第 26 項及び施行令第 48 条の 13 に規定するところにより、控除すべき額を第 1 項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
5 法第 321 条の 8 第 34 項に規定する申告書（同条第 33 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項又は第 31 項 の納期限（納期限があつたときは、その延長された納期限とする。第 7 項第 1 号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント（申告書を提出した日（同条第 35 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 か月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して別に定める納付書により納付しなければならない。	5 法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書（同条第 21 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第 7 項第 1 号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント（申告書を提出した日（同条第 23 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 か月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して別に定める納付書により納付しなければならない。
6 前項の場合において、法人が法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項又は第 31 項 に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から 1 年を経過する日後に同条第 34 項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は	6 前項の場合において、法人が法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から 1 年を経過する日後に同条第 22 項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は

改 正 案	現 行	
<p>第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたときは（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は第31項_____に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときは（当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）に違いない）、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間（偽造その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間か</p>	<p>第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたときは（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときは（当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）に違ない）、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間（偽造その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間か</p>	

改 正 案	現 行
(1) (略)	ら控除する。
(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正によるもの）によるものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間	(1) (略) (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正によるもの）によるものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間
8 (略)	8 (略)
9	9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第47条第3項及び第49条第4項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第47条第3項及び第49条第4項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第49条第4項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用の適用に係る当該申

改正案	現行
	告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第49条第4項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第49条第4項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第8条の規定を適用することができます。
	10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内國法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかるず、同条第52項及び施行規則で定めるとところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第12項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならぬ。
	11 (略)
10	11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた
11	12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた

改 正 案	現 行
時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。	時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。
12 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められると認める場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。	13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められると認める場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。
13 (略)	14 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第12項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
14 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第12項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。	15 第13項の規定の適用を受けることは、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするとときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出が	16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出が

改正案	現行
16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、 第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項	17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、 第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、 第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。 (法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)	18 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、 第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項
18 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、 第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項	19 第47条(略) 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から 1か月を経過する日までの期間について

改正案	現行
では、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。	では、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の11第1項又は第31項又は第2項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連続完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。	3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連続完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
4 第2項の場合において、納付すべき税額を増額させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」	4 第2項の場合において、納付すべき税額を増額させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」

改 正 案	現 行
<p>という。)があつたとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項)に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該増額更正があつたとき(当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人に付された当該増額更正により納付すべき市民税又は施行令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)・(2)(略)</p> <p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第49条(略) 2・3(略)</p> <p>4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当</p>	<p>という。)があつたとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該増額更正があつたとき(当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人に付された当該増額更正により納付すべき市民税又は施行令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)・(2)(略)</p> <p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第49条(略) 2・3(略)</p> <p>4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当</p>

改正案	現行
	<p>該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものとの連絡所得(同法第2条第18号の4に規定する連絡所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2か月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3ペーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>5 第46条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同項中「前項の規定にかかるらず、次の各号に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第49条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第49条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p> <p>6 第47条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用</p>

改 正 案	現 行
	<p>する。この場合において、同項中「前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間（偽偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は施行令第48条の15の3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第49条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第49条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p> <p>（たばこ税の課税標準）</p>
	<p>第105条（略）</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。</p> <p>（略）</p>
	<p>3～10（略）</p> <p>附 則</p> <p>（延滞金の割合等の特例）</p>

改正案	現行
第4条（略） 2 当分の間、第49条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年においては、その年における当該加算した割合とする。 (読替規定)	第4条（略） 2 当分の間、第49条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年においては、その年における当該加算した割合とする。 (読替規定)
第13条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第69条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	第13条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第69条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第14条（略） 2～26（略） 27 法附則第64条に規定する条例で定める割合は、零とする。	第14条（略） 2～26（略） 27 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、零とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第32条（略） 2 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第133条第2項中「又	第32条（略） 2 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第133条第2項中「又

改 正 案	現 行	現 行
<p>は第33項とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 <u>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</u></p> <p><u>第55条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律</u>（令和2年法律第25号）次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第24条の2の規定を適用する。</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u></p> <p><u>第 56 条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第11条の2の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p>	<p>は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。</p>	

附 則
(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中寝屋川市税条例第105条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定
令和2年10月1日
- (2) 第1条中寝屋川市税条例第15条第1項第2号、第21条及び第29条第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第4条及び第5条第1項の改正規定並びに第2条中寝屋川市税条例附則第13条、第14条第27項及び第32条第2項の改正規定並びに同条例附則に2条を加える改正規定並びに次条並びに附則第3条の規定
令和3年1月1日
- (3) 第2条中寝屋川市税条例第105条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定
令和3年10月1日
- (4) 第2条(前2号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定
令和4年4月1日
- (5) 第1条中寝屋川市税条例附則第40条第1項及び第41条第3項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律(令和2年法律第12号)附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日
(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の寝屋川市税条例(以下「新条例」という。)附則第4条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に對応する延滞金については、なお従前の例による。
(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第15条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第21条及び第29条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第29条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。)又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第14条第1項第1号に掲げる者に係るもの)を除く。」とする。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の寝屋川市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定

の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号口に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税又は都市計画税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税又は都市計画税について適用し、令和元年度分までの固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。

2 新条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第32条第2項の規定の適用については、同項中「、第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第47項」とする。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

寝屋川市手数料条例の一部改正

1 改正理由

『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律』の改正に伴い、マイナンバー制度における「通知カード」が廃止されたことから、その再交付に係る手数料に関する規定を削るため、本条例の一部を改正する。

※ 「通知カード」の交付については、手数料を徴収していない。

* 個人番号の通知は、「個人番号通知書」を送付する方法により行うことになった。

(なお、「個人番号通知書」は、個人番号を証明する書類として使用できない。)

2 改正内容

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令等に基づく事務に係る手数料の徴収（第 12 条の 4 関係）

引用する総務省令の題名を改めるとともに、「通知カードの再交付」に係る手数料に関する規定を削る。

※ 総務省令の題名の改正

改正前 『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令』

改正後 『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令』

(2) 附則

施行期日 公布の日

[根拠法令]

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

寝屋川市手数料条例

No.1

改 正 案	現 行
<p>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令等に基づく事務に係る手数料の徴収)</p> <p>第 12 条の 4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令</p> <p>(平成 26 年総務省令第 85 号。以下この条において「省令」という。) 及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成 26 年政令第 155 号。以下この条において「政令」という。)の規定に基づく事務のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を、申請者から徴収する。</p> <p>(1) 省令第 11 条第 1 項の規定に基づく通知カードの再交付 (同項第 2 号又は第 8 号に該当して通知カードの再交付を求める場合その他通知カードの再交付を認めることがやむを得ないと市長が認める場合を除く。) 1 枚につき 500 円</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令等に基づく事務に係る手数料の徴収)</p> <p>第 12 条の 4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成 26 年総務省令第 85 号。以下この条において「省令」という。) 及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成 26 年政令第 155 号。以下この条において「政令」という。)の規定に基づく事務のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を、申請者から徴収する。</p> <p>(1) 省令第 11 条第 1 項の規定に基づく通知カードの再交付 (同項第 2 号又は第 8 号に該当して通知カードの再交付を求める場合その他通知カードの再交付を認めることがやむを得ないと市長が認める場合を除く。) 1 枚につき 500 円</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

この条例は、公布の日から施行する。

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及び大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議

1 協議理由

大阪広域水道企業団の共同処理する事務を変更し、及び大阪広域水道企業団規約を変更することに関し、他の関係地方公共団体と協議する。

2 変更内容

(1) 共同処理する事務の変更

令和3年4月1日から、共同処理する事務に、4市町（藤井寺市、大阪狭山市、熊取町、河南町）に係る水道事業の経営に関する事務を追加する。

(2) 規約の変更

ア 企業団の共同処理する事務（別表第2関係）

共同処理する事務に、4市町（藤井寺市、大阪狭山市、熊取町、河南町）に係る水道事業の経営に関する事務を追加する。

イ 施行期日

令和3年4月1日

ウ その他

『大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約』（平成30年7月18日大阪府知事許可）の附則の規定について、改元（「平成」→「令和」）に伴う規定の整理を行う。

〔根拠法令〕

地方自治法第290条

大阪広域水道企業団規約

№1

変更案	現行
別表第2（第3条関係） 藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村	別表第2（第3条関係） 泉南市_____、四條畷市_____、阪南市、豊能町、忠岡町_____、田尻町、岬町、太子町_____、千早赤阪村
附則 (施行期日) 1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。 (大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約の一部変更) 2 大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約（平成30年7月18日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。 附則中「平成36年4月1日」を「令和6年4月1日」に改める。	